

第3 区画の取扱い

1 規則第13条第1項及び第2項に規定する区画（以下この項において「規則第13条区画」という。）については、次によるものとする。

- (1) 規則第13条区画は2以上の階にわたらないこと。
- (2) 規則第13条区画を配管等が貫通する場合は、建基令第112条第20項、第21項及び第129条の2の5第1項第7号の規定を準用すること。ただし、風道に設けるダンパーにあっては、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。
- (3) エレベーターの扉は、規則第13条第2項第1号ハに規定される開口部の構造に該当しないものであること。
ただし、次のアからウまでに掲げるエレベーターに設ける出入口の扉については、同規定に適合するとみなして扱うことができる。

ア 建基令第129条の13の3に規定する非常用エレベーター

イ 共同住宅等の開放廊下に面して設置されるエレベーター

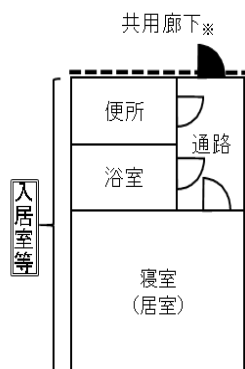
ウ 特定防火設備で、火災管制及び停電管制運転を行うことがき、かつ、着床後運転停止の際にかごの扉が開放された状態とならない扉を用いるエレベーター

2 直接外気に開放されている部分（常時外気に面する部分からおおむね5m未満の部分等をいう。）に面する換気口等で、「直径0.15m未満のもの」及び「直径0.15m以上で防火設備が設けられたもの」は、規則第12条の2第1項第1号ハ及び第2号ハ、第13条第1項第1号ハ及び第1号の2ハ、同条第2項第1号ロ、第28条の2第1項第4号ハ及び第4号の2ハ、同条第2項第3号ハ及び第3号の2ハ並びに複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年総務省令第7号）第3条第3項第4号の適用にあたり、開口部として取り扱わないものとする。

3 規則第12条の2第1項第1号及び第2号、第13条第1項第1号及び第1号の2、第28条の2第1項第4号及び第4号の2並びに同条第2項第3号及び第3号の2に規定する居室とは建基法第2条第4号に規定する居室をいい、第3-1図の入居室等の例により規定を適用する際、入居室等の内部の居室と便所等の居室以外の部分との区画は必要のないもの。

なお、入居室等と共用廊下との区画は必要であることに留意すること。

<入居室等の例>



----- : 入居室等と共用廊下との区画



: 特定防火設備である防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖機能付きのもの

※ 規則第28条の2第1項第4号及び第4号の2並びに同条第2項第3号及び第3号の2の場合、共用廊下は外気開放

第3-1図

- 4 規則第30条の2第1号及び第3号に規定する区画（以下この項において「規則第30条の2区画」という。）については、次によるものとする。
- (1) 規則第30条の2区画は、建基令第107条に定める耐火性能を有すること。
 - (2) 防火戸は、常時閉鎖式のもの、煙感知器若しくは熱感知器の作動と連動して閉鎖するもの又は温度ヒューズ溶断によって閉鎖するものとする。
 - (3) 規則第30条の2区画を配管等が貫通する場合は、建基令第112条第20項、第21項及び第129条の2の4第1項第7号の規定を準用すること。
 - (4) 風道が区画の壁又は床を貫通する場合は、防火ダンパーを設けること。
 - (5) 外気に面するバルコニー等の外壁部分については区画を要しないもの。
- 5 条例第47条第1項第2号に規定する区画（以下この項において「条例第47条区画」という。）については、次によるものとする。
- (1) 条例第47条区画は、建基令第107条に定める耐火性能を有すること。
 - (2) 防火戸は、常時閉鎖式のもの、煙感知器若しくは熱感知器の作動と連動して閉鎖するもの又は温度ヒューズ溶断によって閉鎖するものとする。
 - (3) 条例第47条区画を配管等が貫通する場合は、建基令第112条第20項、第21項及び第129条の2の4第1項第7号の規定を準用すること。
 - (4) 風道が区画の壁又は床を貫通する場合は、防火ダンパーを設けること。
 - (5) 外気に面するバルコニー等の外壁部分については区画を要しないもの。